

# 三重県病害虫総合防除計画



三重県

## 目次

第1 指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
(1) 総合防除計画策定の趣旨	1
(2) 三重県病害虫総合防除計画策定の基本方針	1
第2 指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容	3
総論	6
普通作物	7
豆類	15
野菜	18
いも類	47
果樹	51
茶	64
花き	68
第3 法第24条第1項に規定する異常発生時の内容および実施体制に関する事項	72
(1) 異常発生時の防除内容	72
(2) 異常発生時防除の実施体制	75
第4 指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町および農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項	76
(1) 推進体制	76
(2) 県関係機関・市町、関係団体の役割	76
第5 その他必要な事項	77
(1) 病害虫発生予察情報について	77
(2) 農薬の安全・適正使用について	78

## 第1 指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項

### (1) 総合防除計画策定の趣旨

近年、温暖化等による気候変動ならびに人やモノの国際移動の増加に伴い、病害虫の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の変化等が報告され、病害虫の侵入・まん延リスクが高まり、農業生産現場への影響が懸念されている。さらに、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した病害虫が発生し、従来の防除体系では農作物への損害を抑えることが困難となっている事例が報告されている。

このような状況を踏まえ、国は食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな戦略として「みどりの食料システム戦略」を策定し、従来の化学農薬に代わる新規農薬等の開発や化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることにより、「化学農薬使用量（リスク換算）を2050年までに50%低減する。」ことを目標に掲げている。

また、国は病害虫の国内外における発生状況等に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）の一部を改正し、「指定有害動植物<sup>\*1</sup>（以下、有害動植物を「病害虫」という。）の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）」を策定するとともに、県が総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画を定めるなどの制度が新たに創設された。本県においても化学農薬のみに依存しない、「予防、予察」に重点を置いた総合防除の普及を推進するため、法第22条の3第1項の規定に基づき「三重県病害虫総合防除計画」（以下、「総合防除計画」という。）を策定する。

### (2) 三重県病害虫総合防除計画策定の基本方針

これまで、本県においては、病害虫発生予察情報等に基づいた防除適期判断や農作業の各工程に関する防除の具体的な取組についてまとめたIPM実践指針に基づき、IPM実践指標の作成による総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM<sup>\*2</sup>）の取組を進めてきたところである。総合的病害虫・雑草管理での病害虫防除に係る考え方自体は、法第22条第2項に定義される総合防除と基本的に変わることはないため、本県の総合防除の普及を推進するにあたっては、引き続き、「総合防除計画」においても予防・判断・防除の各段階に利用可能なあらゆる防除技術の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して、総合的な病害虫防除を実施するものとする。

「総合防除計画」で総合防除の内容を定める指定病害虫は、作物と病害虫の組合せで指定されているため、法第 22 条第 1 項に基づき、植物防疫法施行規則第 40 条に定められている指定病害虫及びそれ以外（トマト、やまのいも（伊勢いもを含む））の病害虫から、本県の生産現場での実態を踏まえ、定めることとする。

総合防除計画の改訂については、「総合防除基本指針」の改訂または本県内の病害虫発生状況の変化に応じて適宜行うものとする。

※ 1 指定有害動植物とは、有害動物または有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、または局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。（法第 22 条第 1 項）

※ 2 総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：I P M）とは、利用可能なあらゆる病害虫・雑草管理を、その防除効果と人や環境へのリスクから総合的に判断して、「①予防」、「②判断」、「③防除」の 3 段階に分けて実施する手法である。①輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整え、②病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断し、③防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じることを指す。

（総合的病害虫・雑草管理（I P M）実践指針（平成 17 年 9 月策定）参照）

## 第2 指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容

「法施行規則第40条」により定められている指定病害虫のうち、本県の生産現場での実態を踏まえ、別表1のとおり指定病害虫及びそれ以外（トマト、やまのいも（伊勢いもを含む））の病害虫の総合防除の内容を定める。

指定病害虫以外（トマト、やまのいも（伊勢いもを含む））の病害虫には下線を付す。

(別表1)

分類	寄主植物または 宿主植物	指定病害虫
普通 作物	いね	白葉枯病菌、もみ枯細菌病菌、稲こうじ病菌、 いもち病菌、ごま葉枯病菌、苗立枯病菌、 ばか苗病菌、紋枯病菌、スクミリンゴガイ、 斑点米カメムシ類、ツماغロヨコバイ、 ヒメトビウンカ（ <sup>しま</sup> 縞葉枯病ウイルス）、 トビイロウンカ、セジロウンカ、ニカメイガ、 コブノメイガ、フタオビコヤガ、 イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ
	むぎ	赤かび病菌、さび病菌類、うどんこ病菌
豆類	だいず	紫斑病菌、吸実性カメムシ類、アブラムシ類、 マメシンクイガ、フタスジヒメハムシ
	えんどう	萎ちょう病菌
野菜	きゅうり	斑点細菌病菌、うどんこ病菌、褐斑病菌、 炭疽病菌、灰色かび病菌、べと病菌、 ハダニ類、アザミウマ類、コナジラミ類、 アブラムシ類
	すいか	アブラムシ類
	トマト	黄化葉巻病ウイルス、うどんこ病菌、疫病菌、 すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌、 アザミウマ類、コナジラミ類、アブラムシ類、 トマトキバガ
	なす	うどんこ病菌、すすかび病菌、灰色かび病菌、 ハダニ類、アザミウマ類、アブラムシ類
	ピーマン	うどんこ病菌、アブラムシ類
	キャベツ	菌核病菌、黒腐病菌、アブラムシ類、 モンシロチョウ
	はくさい	アブラムシ類
	だいこん	アブラムシ類
	いちご	うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、 ハダニ類、アザミウマ類、コナジラミ類、 アブラムシ類
	ねぎ	黒斑病菌、さび病菌、べと病菌、アザミウマ類、 アブラムシ類、ネギコガ、ネギハモグリバエ
	たまねぎ	白色疫病菌、べと病菌、アザミウマ類
	アスパラガス	アザミウマ類
	レタス	菌核病菌、灰色かび病菌、アブラムシ類

分類	寄主植物または 宿主植物	指定病害虫
野菜	ほうれんそう	アブラムシ類
	にんじん	黒葉枯病菌
	対象植物を定め ないもの	コナガ、オオタバコガ、ヨトウガ、 シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ
いも 類	さつまいも	基腐病菌、ナカジロシタバ
	ばれいしょ	疫病菌、ジャガイモシストセンチュウ、 アブラムシ類
	さといも	アブラムシ類
	やまのいも (伊勢いもを含む)	アブラムシ類
果樹	かんきつ	かいよう病菌、黒点病菌、そうか病菌、 ハダニ類、ミカンサビダニ、アザミウマ類、ア ブラムシ類
	なし	黒星病菌、赤星病菌、黒斑病菌、ハダニ類、 ニセナシサビダニ、アブラムシ類、 カイガラムシ類、ハマキムシ類、 シンクイムシ類
	かき	炭疽病菌、アザミウマ類、カイガラムシ類、 ハマキムシ類、カキノヘタムシガ
	ぶどう	晩腐病菌、灰色かび病菌、べと病菌、 アザミウマ類
	うめ	かいよう病菌、黒星病菌
	キウイフルーツ	かいよう病菌
	ばら科植物	クビアカツヤカミキリ
	対象植物を定め ないもの	果樹カメムシ類
茶	茶	炭疽病菌、ハダニ類、アザミウマ類、 チャノミドリヒメヨコバイ、カイガラムシ類、 チャトゲコナジラミ、ハマキムシ類、 チャノホソガ
花き	きく	白さび病菌、ハダニ類、アザミウマ類、 アブラムシ類

## 総論

1. 病害虫が発生しにくい生産条件を整備するために、以下の例に示すような耕種的防除を行う。
  - ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
  - ・ たい肥や緑肥等の活用による土作り
  - ・ 土壌の排水性改善
  - ・ 土壌や培地の消毒
  - ・ 健全な種苗、抵抗性品種または抵抗性が高い品種の使用
  - ・ 病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去
  - ・ 輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等
  
2. 防除の要否及び防除時期を判断するため、以下の例に示すような情報収集を行う。
  - ・ ほ場内を見回り、または必要に応じて粘着シート等を設置し、病害虫の発生や被害状況を把握する
  - ・ 県が発表する発生予察情報
  - ・ 過去の病害虫の発生動向
  - ・ 作物の生育状況や気象予報
  
3. 防除の計画及び実施にあたっては、以下の事項を考慮する。
  - ・ 防除に当たっては、化学農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬を含めた、多様な防除方法を活用する。
  - ・ 作物の生育及び病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍数、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
  - ・ 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
  - ・ 化学農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
  - ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性または薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
  - ・ 種子伝染性の病害について、採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い



薬剤を使用する。

- ・ 農薬散布後は散布器具、タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水を適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- ・ 各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を作業日誌として記録する。
- ・ 県や農業者団体等が開催する病害虫の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

## 普通作物（いね）

### ○一般事項

#### 【予防に関する措置】

- ・ けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している病害虫を駆除することにより、病害虫の密度低下を図る。
- ・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ・ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
- ・ 常発する病害虫に対して、抵抗性品種または抵抗性が高い品種を使用する。
- ・ 種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ・ 自家採種する場合は、塩水選により、健全な種もみを選別する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。
- ・ 品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・ 平年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 発病苗を速やかに処分する。
- ・ 代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・ 健全な苗を選抜し、移植する。
- ・ 品種に応じた適切な密度または本数で移植する。
- ・ 発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

## 《いね》

### ○白葉枯病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。
- ・ 露があるときには、発生ほ場内に入らない。
- ・ 冬季に、本指定病害の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。

### ○もみ枯細菌病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 無病ほ場から採種する。
- ・ 育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。
- ・ 塩水選により、健全な種もみを選択する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。
- ・ 高温下での育苗管理を避ける。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

### ○稲こうじ病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。
- ・ 無病ほ場から採種する。
- ・ 転炉スラグまたは生石灰を土壌に施用・混和する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。

### ○いもち病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。
- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 無病種子を使用する。
- ・ 塩水選により、健全な種もみを選択する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。

- ・ 補植用の取置苗は本指定病害の発生源となることから、早期に除去する（葉いもち）。
- ・ 山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。
- ・ 本指定病害に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 窒素肥料の使用過多は、本指定病害の発生を助長させることから、施肥基準を守る。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発病株を抜き取る（苗いもち）。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する（葉いもち及び穂いもち）。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。

○ごま葉枯病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 無病種子を使用する。
- ・ 種もみを種子消毒する（温湯浸漬、薬剤処理等）。
- ・ 堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。
- ・ 深耕や客土により土壌改良に努める。
- ・ 窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。
- ・ 根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。
- ・ 被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

○苗立枯病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 本指定病害に汚染された床土を使用しない。
- ・ 前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。
- ・ 育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。
- ・ 種子消毒や播種時の灌注処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

- ・ 育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病株の抜取りを実施する。
- ・ 発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて田植えを行う。

#### ○ばか苗病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 無病種子を使用する。
- ・ 塩水選により、健全な種もみを選択する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理または温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。
- ・ 育苗箱等の農業用資材を消毒する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 育苗時に発病株を抜き取る。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。

#### ○紋枯病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 過繁茂にならないよう留意する。
- ・ 代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。
- ・ けい畔、水路等の雑草を除草する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

#### ○スクミリンゴガイ

##### 【予防に関する措置】

##### ① 未発生ほ場の場合

- ・ 水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。
- ・ 未発生の水田へ、本指定害虫を除草目的等で持ち込まない。
- ・ 発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。

##### ② 発生ほ場の場合

- ・ 苗の移植前（春季）または収穫後（秋季）かつ水温17度以上の時期に、石灰窒素を農薬登録の内容に従い、施用する。
- ・ 稲刈り後、冬季にかけて2回以上（1回目：～12月、2回目以降：1～2月）、

耕起を実施する。

- ・ 冬季に水路の泥上げを実施する。
- ・ 水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。

**【判断、防除に関する措置】**

② 発生ほ場の場合

- ・ 苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。
- ・ 苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。
- ・ 移植後の薬剤散布では、水温 17 度を目安として薬剤散布を実施する。
- ・ 苗の移植後 3 週間まで、本指定害虫の行動を抑制するために、水深 4 cm 以下の浅水管理を実施する。
- ・ 防除を実施する場合には、同一水系の地域で一斉に実施することが望ましい。

○斑点米カメムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 出穂 10 日前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。
- ・ けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。
- ・ 水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。
- ・ 収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報等を参考に、出穂以降の適期に薬剤散布等を実施する。

○ツマグロヨコバイ

**【予防に関する措置】**

- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。
- ・ 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉砕し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

○ヒメトビウンカ（<sup>しま</sup>縮葉枯病ウイルス）

【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。
- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への本指定害虫の侵入を防ぐ。
- ・ <sup>しま</sup>縮葉枯病感受性品種を使用する場合には、本指定害虫のほ場への飛込み時期の移植を避ける。
- ・ 再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。
- ・ 冬季に、本指定害虫の越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から本指定害虫の発生動向に留意する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。  
<sup>しま</sup>縮葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。

○トビイロウンカ

【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 本指定害虫が定着しやすい時期を避けるよう、移植時期が早い早期栽培を行う。
- ・ 密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。
- ・ 水管理について、数日間隔で<sup>たん</sup>湛水及び落水を繰り返す。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定害虫の発生動向に留意する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。
- ・ 坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が

拡大しないよう努める。

○セジロウンカ

【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、本指定害虫の発生動向に留意する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

○ニカメイガ

【予防に関する措置】

- ・ 幼虫が生育しやすい極太短稈型の品種の使用を避ける。
- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報等を参考に、第一世代を対象として薬剤散布等を実施する。

○コブノメイガ

【予防に関する措置】

- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。
- ・ 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。

○フタオビコヤガ

【予防に関する措置】

- ・ 本指定害虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 収穫後の稲わらを適切に処分し、<sup>さなぎ</sup>蛹を死滅させる。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。

#### ○イネドロオイムシ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。
- ・ 適用のある育苗箱処理剤を施用する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

#### ○イネミズゾウムシ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 適用のある育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。
- ・ 深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。
- ・ 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。

### 普通作物（むぎ）

#### ○一般事項

##### 【予防に関する措置】

- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ・ 種子消毒（薬剤処理等）する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。

### 《むぎ》

#### ○赤かび病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 無病種子を使用する。
- ・ 倒伏防止に努める。
- ・ 収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 複数回防除を基本とする。



- ・ 発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○さび病菌類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。
- ・ 発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。
- ・ 早まきを避ける。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。

#### ○うどんこ病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。
- ・ 遅まきを避ける。
- ・ 適正な種量を守る。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努める。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

## 豆類

#### ○一般事項

##### 【予防に関する措置】

- ・ 輪作または田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場での連作は行わない。
- ・ トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、害虫の密度を低下させる。

- ・ タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用を避ける。
- ・ 害虫（線虫）対策として、栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する。
- ・ 初期生育の確保や土壌伝染性の病原菌の予防のため、高畝栽培や畝立と同時には種を行う。
- ・ 健全種子（特にウイルス病に関しては無病株から採取した種子）を使用する。
- ・ 種子消毒を行う。
- ・ 作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- ・ 適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。
- ・ 雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。
- ・ 栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ウイルス病や土壌伝染性の病原菌の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。

## 《だいず》

### ○紫斑病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全種子を使用する。
- ・ 種子消毒を行う。
- ・ 連作を避ける。
- ・ 成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 被害茎葉を集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。

#### ○吸実性カメムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 早生品種は集中的に加害される傾向があるため、作付ほ場を団地化し、発生密度を低下させる。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部きょうぶに十分付着するよう、丁寧に散布する。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草（クローバー等のまめ科植物及びなす科植物）の除草等を行い、アブラムシ類による伝染性ウイルス病の予防を図る。
- ・ 種子処理剤または、は種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○マメシクイガ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 連作を避ける。
- ・ 収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。

#### ○フタスジヒメハムシ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 種子処理剤または、は種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する。
- ・ 収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期

に薬剤散布等を行う。

## 《えんどう》

### ○萎ちょう病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ えんどう以外の作物を輪作する。
- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全種子を使用する。
- ・ 種子消毒を行う。
- ・ 直まきにより発病を遅らせ、発生程度を低くする。
- ・ 作業後は農機具を洗浄し、土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ は種前に土壌消毒を行う。
- ・ 栽培期間中は、ほ場の見回り等による病徴の早期発見に努める。
- ・ 発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

## 野菜

### ○一般事項

#### 【予防に関する措置】

- ・ 栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。
- ・ 同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- ・ 健全な種苗を使用する。
- ・ 病害虫の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種または抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。
- ・ 育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・ 健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ・ ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- ・ 防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ・ ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
- ・ べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、害虫の飛来、産卵及び蛹よう

化を防ぐ。

- ・ 施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、病害虫の施設内への侵入防止または発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・ 施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- ・ 土壌からの病原菌の伝染を防止するため、マルチングを行う。
- ・ 土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、または発生程度の低いほ場から順に行う。
- ・ 土壌伝染性の病原菌や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病原菌の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- ・ 雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- ・ 次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
- ・ 病原菌の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
- ・ 雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
- ・ 細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。
- ・ 大規模産地またはほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の害虫の発生密度抑制を図る。
- ・ 種子処理剤または育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ 防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
- ・ 生物農薬を活用する。

- ・ 発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ウイルス病、細菌病など回復が困難な病原菌による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 作物残さは病虫害の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。

## 《きゅうり》

### ○斑点細菌病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。
- ・ はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。
- ・ 健全種子を使用する。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ マルチングにより、地表面からの跳ね返りを防止する。
- ・ 発病ほ場では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。
- ・ うり科作物との輪作を避ける。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

### ○うどんこ病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 多発を避けるため、施設栽培では風通しを良くして換気を行う。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤は使用しない。

### ○褐斑病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。
- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。
- ・ 窒素過多を防ぐとともに肥料切れや成り疲れによる草勢の衰えを防ぐ。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

### ○炭疽病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 連作を避ける。
- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。
- ・ マルチングにより、地表面からの跳ね返りを防止する。
- ・ 窒素過多を避ける。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ やや低温、多雨時に発病が多いことから、発生予察情報等を参考に、薬剤散布等を実施する。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

### ○灰色かび病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 風通しを良くするため、密植を避ける。
- ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。

- ・ 施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防消滴フィルムを活用する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤は使用しない。

○べと病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全苗を使用する。
- ・ マルチングを行う。
- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 露地栽培では、雨よけを行う。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。
- ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

○ハダニ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。



- ・ 栽培終了後の作物残さを適切に処分する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 管理作業等で発生する栽培中の作物残さを適切に処分する。

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット（目合 0.8mm 以下）、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
- ・ マルチングにより、土中での蛹化<sup>よう</sup>を防ぐ。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回りや粘着トラップの設置等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

○コナジラミ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 無寄生苗を使用する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。
- ・ 生物農薬を活用する。

- ・ ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 管理作業等で発生する栽培中の作物残さを適切に処分する。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 無寄生苗を使用する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 露地栽培においては、有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《すいか》

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・ 露地栽培においては、有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

《トマト》

○黄化葉巻病ウイルス

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 病原ウイルスを媒介するタバココナジラミの防除を行う。
- ・ タバココナジラミの無寄生苗を使用する。
- ・ タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺雑草の防除に努める。
- ・ 防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。
- ・ 発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
- ・ コナジラミ類の項も参照。

○うどんこ病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。
- ・ 多発を避けるため、施設栽培では風通しを良くして換気を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。

## ○疫病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 早朝の加温、換気、マルチング等により、施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 雨よけ栽培を行う。
- ・ 輪作を実施する。
- ・ 敷わらまたはマルチングにより、土が跳ね上がらないようにする。
- ・ 窒素過多を避ける。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

## ○すすかび病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。
- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では換気やかん水量に注意する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤は使用しない。

## ○灰色かび病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。

- ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。
- ・ 施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。
- ・ マルチングにより、地表面からの伝染を防止する。
- ・ 幼果に残った花弁または病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤は使用しない。

○葉かび病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 種子消毒を行う。
- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 窒素過多及び肥料切れを避ける。
- ・ 過度のかん水及び密植を避ける。
- ・ マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。
- ・ 発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発病茎葉は病原菌の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で耐性菌が確認されている薬剤使用しない。

## ○アザミウマ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット（目合 0.8mm 以下）、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。
- ・ マルチングにより土中での蛹化を防ぐ。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

## ○コナジラミ類

### 【予防に関する措置】

- ・ 無寄生苗を使用する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が

確認されている薬剤は使用しない。

- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。
- ・ 露地栽培においては、有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○トマトキバガ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 施設栽培においては、防虫ネット等の活用により、施設内への侵入を防止する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め見つけ次第捕殺する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
- ・ 管理作業等で発生する栽培中の作物残さを適切に処分する。

### 《なす》

#### ○うどんこ病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の除去に努める。

- ・ 風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

○すすかび病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 密植及び過湿を避け、窒素過多にならないよう、適正な施肥管理を行う。
- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。特に中・下位葉の葉裏に発病しやすいことに留意し、観察する。
- ・ 作物残さをほ場外で適切に処分する。

○灰色かび病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。
- ・ 密植を避け、風通し、日当たりを良くする。
- ・ 着花後の花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

○ハダニ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐ。
- ・ 施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。



- ・ 発生施設では、栽培終了後に施設を密閉し残さを持ち出して処分した後、蒸込み処理を行い、施設外への分散を防止する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット（目合 0.8mm 以下）、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。
- ・ マルチングにより、土中での蛹化<sup>よう</sup>を防ぐ。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 青色粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○アブラムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐ。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。
- ・ 有翅虫<sup>し</sup>の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

- ・ 土着天敵の保護及び活用のため、障壁作物を栽培する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤や、選択性のある薬剤を使用し、土着天敵を保護する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《ピーマン》

### ○うどんこ病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 過繁茂を避け、日当たり及び風通しを良好に保つ。
- ・ 多発を避けるため、水管理に留意する。
- ・ 窒素過多を避ける。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

### ○アブラムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープまたは紫外線除去フィルム（施設栽培）を設置する。
- ・ 施設栽培では、施設開口部を防虫ネットや寒冷紗で被覆する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《キャベツ》

### ○菌核病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 宿主植物の連作及び輪作を避ける。
- ・ 密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 田畑輪換や夏季の湛水<sup>たん</sup>処理により、菌核を死滅させる。
- ・ 天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。
- ・ 地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

### ○黒腐病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 種子消毒を行う。
- ・ 雨よけ施設で育苗する。
- ・ あぶらな科作物の連作を避ける。
- ・ 地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。
- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 害虫の食害痕からの本指定病害の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。
- ・ 中耕作業によって生じる傷口は本指定病虫害の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、または株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 降雨が予想される場合、または強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。

## ○アブラムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ 育苗床を防虫ネット等により被覆する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○モンシロチョウ

### 【予防に関する措置】

- ・ 育苗床を防虫ネット等により被覆する。
- ・ ヘアリーベッチ、大麦等を使用したりビングマルチの活用により、密度抑制を図る。
- ・ ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

## 《はくさい》

## ○アブラムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系

統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《だいこん》

### ○アブラムシ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《いちご》

### ○うどんこ病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 多発を避けるため、施設栽培では風通しを良くして換気を行う。
- ・ 茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 紫外線（UV-B）ライトを活用する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

### ○炭疽病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。
- ・ 育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
- ・ 発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

### ○灰色かび病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 多湿条件で発生しやすいことから、適正なかん水管理を行い施設内の湿度を低く保つ。
- ・ 風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わらまたはマルチングにより、果実が地表面に接触しないようにする。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

### ○ハダニ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。

- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、または育苗床での防除を徹底する。
- ・ 新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 気門封鎖剤を散布する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット（目合 0.8mm 以下）、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・ マルチングにより、土中での蛹化を防ぐ。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○コナジラミ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を

目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。

- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 気門封鎖剤を散布する。
- ・ 成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。
- ・ 密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

○アブラムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 土着天敵を活用する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 気門封鎖剤を散布する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。



## 《ねぎ》

### ○黒斑病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 雨よけ栽培を行う。
- ・ 多発ほ場では、連作を避ける。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。
- ・ 梅雨期と秋期、特に生育後期の肥料切れのときに発病が多いので、適切な施肥をする。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

### ○さび病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 雨よけ栽培を行う。
- ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。
- ・ 窒素過多を避ける。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

### ○べと病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 雨よけ栽培を行う。
- ・ 多発ほ場では、連作を避ける。
- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 風通しを良好に保つ。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期

- に薬剤散布等を実施する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

#### ○アザミウマ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 露地栽培ではシルバーマルチでの被覆を行い、施設栽培では防虫ネット（目合 0.8mm 以下）で被覆し、施設周囲へ光反射シートを敷く。
- ・ マルチングにより、土中での蛹化<sup>よう</sup>を防ぐ。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 青色粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 育苗期間中に、防虫ネット、べたがけ資材等により被覆する。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○ネギコガ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 幼虫は葉内を加害することから、防虫ネット等の活用により、葉内への潜入防止に努める。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

#### ○ネギハモグリバエ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 施設栽培では、施設開口部を防虫ネット（1mm目合以下）、寒冷紗等により被覆する。
- ・ 施設栽培では、施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。
- ・ 被害葉及び作物残さは発生源となることから、速やかに適切に処分する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。
- ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

### 《たまねぎ》

#### ○白色疫病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。
- ・ 苗床及びほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 1年から2年間の輪作を行う。
- ・ 定植（移植）の際は、健全苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。
- ・ 過去に発病したほ場では育苗しない。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。
- ・ 病原菌は水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。
- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。

#### ○べと病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 越年発病株を速やかに取り除く。
- ・ 明暗きよにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。
- ・ 過去に発病したほ場では育苗しない。

- ・ 発生状況に応じて、苗床の土壤消毒を実施する。
- ・ 苗床の発病株を適切に処分する。
- ・ 前作での発病程度に応じて、連作を回避し（ほ場をローテーションする）または、ほ場での夏季の湛水<sup>たん</sup>処理を実施する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。
- ・ 管理作業等で発生する作物残さを適切に処分する。

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 露地栽培ではシルバーマルチでの被覆を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

**《アスパラガス》**

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット（目合 0.8mm 以下）、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《レタス》

### ○菌核病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 宿主植物の連作及び輪作を避ける。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 雨よけ栽培を行う。
- ・ 施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。
- ・ マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。
- ・ 施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。
- ・ 夏季に灌水<sup>たん</sup>処理を行う。
- ・ 栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

### ○灰色かび病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチを敷くなどして、湿度低下に努める。降雨等で地下水位が例年より高いほ場では、特に注意する。
- ・ 株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。
- ・ 施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。
- ・ 傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

## ○アブラムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープを設置する。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《ほうれんそう》

## ○アブラムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。
- ・ 施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《にんじん》

## ○黒葉枯病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 健全種子を使用する。
- ・ 連作を避ける。
- ・ 多湿とならないよう、ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 乾燥条件下で多発しやすいことから、敷わらやかん水により乾燥を防ぐ。

- ・ 肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

**《対象植物を定めないもの》**

○コナガ

**【予防に関する措置】**

- ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。
- ・ 交信かく乱剤を使用する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

○オオタバコガ

**【予防に関する措置】**

- ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。
- ・ 交信かく乱剤を使用する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 寄生果を見つけ次第、除去する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

○ヨトウガ

**【予防に関する措置】**

- ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。
- ・ 交信かく乱剤を使用する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

○シロイチモジヨトウ

**【予防に関する措置】**

- ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。
- ・ 交信かく乱剤を使用する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。



- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

#### ○ハスモンヨトウ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。
- ・ 交信かく乱剤を使用する。
- ・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

## いも類

#### ○一般事項

##### 【予防に関する措置】

- ・ トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ・ 健全な種苗を使用する。

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、害虫の密度を低下させる。
- ・ 土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、または発生程度の低いほ場から順に行う。
- ・ 次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 被害株または発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

## 《さつまいも》

### ○基腐病菌

#### ①未発生地域の場合

**【予防に関する措置】**

- ・ 健全な種いも及び苗の使用を徹底する。
- ・ 育苗を実施する場合には、苗床の土壌消毒を実施する。
- ・ 採苗を実施する際には、地際部から5 cm以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を実施する。
- ・ 農機具、長靴等を洗浄し、侵入防止に努める。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を実施する。

#### ②発生地域の場合

**【予防に関する措置】**

- ・ 多発したほ場では、次期作のさつまいも栽培を控え、輪作等を実施する。
- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全な種いも及び苗の使用を徹底する。
- ・ 未発生ほ場から、種いもを採取する。育苗を実施する場合には、苗床の土壌消毒を実施する。
- ・ 苗床に発生が確認された場合には、発病株を速やかに施設外に持ち出し、適切に処分する。
- ・ 採苗を実施する際には、地際部から5 cm以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗消毒を実施する。
- ・ 発生ほ場で使用した農業用資材または農機具を別のほ場で使う場合には、消毒や洗浄を十分に実施する。
- ・ 植付前には、ほ場の排水対策を徹底する。

- ・ 早植え及び早掘りにより、被害が軽減できる傾向があることから、作型の変更を検討する。
- ・ 作物残さ等が感染源となるため、収穫後は速やかに取り除くとともに、耕起等により、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図る。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 茎葉散布による防除を実施する場合には、葉よりも株元や茎に十分に薬液が付着するよう散布する。
- ・ 発病株を確認した場合には、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出すとともに、周辺の株に薬剤散布を実施する。
- ・ 発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。

○ナカジロシタバ

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 幼虫の齢期が進むと摂食量が多くなり、薬剤の効果が現れにくくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、若齢から中齢期までに薬剤散布等を行う。
- ・ 葉裏に幼虫が生息していることから、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。

《ばれいしょ》

○疫病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全な種いもを使用する。
- ・ ほ場の排水を良好に保つ。
- ・ 適正な施肥管理を実施する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。
- ・ 発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 作物残さを適切に処分する。

## ○ジャガイモシストセンチュウ

### ①未発生地域の場合

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全な種いもを使用する。
- ・ 農機具、長靴等を洗浄し、発生地域から未発生地域への土壌を介した侵入防止に努める。
- ・ 輪作を実施する。
- ・ 収穫後の堀り残しを除去する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 土壌検診を実施し、早期発見に努める。

### ②発生地域の場合

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 健全な種いもを使用する。
- ・ 農機具、長靴等を洗浄し、発生ほ場からの土壌を介したまん延防止に努める。
- ・ 輪作を実施する。
- ・ 発生密度の上昇を防止するため、収穫後の堀り残しを除去する。
- ・ 風雨による土壌の流出を防止するため、防風対策や排水溝の整備を実施する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 対抗植物を栽培する。
- ・ 土壌消毒を実施する。

## ○アブラムシ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ウイルス病を媒介することから、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《さといも》

### ○アブラムシ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《やまのいも（伊勢いもを含む）》

### ○アブラムシ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ 種いも生産ほ場では、目合いの細かい防虫ネット等により被覆する。
- ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ウイルス病を媒介することから、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 果樹

### ○一般事項

#### 【予防に関する措置】

- ・ 新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。
- ・ 園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫及び土着天敵を把握する。
- ・ 間伐、縮伐、整枝またはせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。

- ・ 樹勢や根の活性を良好に保ち、病害の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。
- ・ 次期作における病害虫の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、適切に処分する。
- ・ 種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、除草は結実前に実施する。
- ・ 性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 病害虫の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
- ・ 樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチングによる抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。
- ・ 防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。

## 《かんきつ》

### ○かいよう病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。
- ・ 強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。
- ・ ミカンハモグリガの被害痕は感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。
- ・ 窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。
- ・ 品種により発病程度に差があることから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布は、発芽1か月前から春葉展葉終了時までのほか、台風の前後に実施する。

### ○黒点病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。
- ・ 伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。
- ・ 切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、または袋をか

ぶせる。

- ・ 老齡樹を更新する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 雨が多く多発生が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。
- ・ 降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。
- ・ 薬剤散布後の積算降雨量（200～300 mm）または30日経過を次回散布の目安とする。

○そうか病菌

**【予防に関する措置】**

- ・ 密植を避け、樹冠内部の日照を良好に保つ。
- ・ 窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。
- ・ 強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 展葉初期（発芽5～10 mm）から入梅期までにかけて薬剤散布を実施する。

○ハダニ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 施設栽培では紫外線除去フィルムを使用する。
- ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。
- ・ 天敵農薬を活用する。
- ・ 土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。
- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除または一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統

の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○ミカンサビダニ

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 前年に被害が確認された園地や、春先から初夏まで少雨であった場合には、被害が早い時期から発生するおそれがあることから、早期発見に努める。
- ・ 高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。

#### ○アザミウマ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
- ・ 主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する（チャノキイロアザミウマ）。
- ・ 園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する（チャノキイロアザミウマ）。
- ・ 施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。また、施設周辺へ白色透湿性シートを敷く（ミカンキイロアザミウマ）。
- ・ 施設栽培では、紫外線除去フィルムを使用する（ミカンキイロアザミウマ）。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考慮して薬剤を選択する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考慮して薬剤を選択する。土着



天敵の発生が多い場合には、薬剤の散布を控える。

- ・ 園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。
- ・ 特に、ワタアブラムシは薬剤抵抗性の発達が著しいことから、薬剤の選択に注意する。

## 《なし》

### ○黒星病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。
- ・ 園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。
- ・ 袋掛けを実施する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。
- ・ 越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。

### ○赤星病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 園地内及びその周辺へのびゃくしん類の栽植を避ける。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。
- ・ 感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

### ○黒斑病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 窒素過多を避ける。

- ・ 園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。
- ・ 萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。
- ・ 早期の袋掛けを実施する。
- ・ 被覆園地では換気を十分に行い、湿度を下げる。
- ・ 人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

○ハダニ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。
- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 天敵農薬を活用する。
- ・ 土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○ニセナシサビダニ

**【予防に関する措置】**

- ・ 新梢が二次伸長しないよう、適正な施肥管理に努める。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。

- ・ 徒長枝先端の葉や枝に寄生する機会が多いことから、薬剤散布を行う場合には、その部位に薬液が付着するように、丁寧に散布する。
- ・ 高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、展葉後早期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 定植1年目や大苗を育成する場合、二次以上の伸長部位に発生しやすいので注意する。

#### ○アブラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。
- ・ 展葉期の防除に重点を置く。
- ・ 展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○カイガラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 新植及び改植時には、本指定害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。
- ・ 寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。
- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮が目立ってきた樹については、粗皮削りを行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する。
- ・ 薬液の付着しやすい樹形作りに努める。
- ・ ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
- ・ スピードスプレーヤーで薬剤散布をする場合は、棚下の主枝・主幹等に薬剤がかかりにくいいため、手散布等により棚下部分にも薬剤を散布する（ナシマルカイガラムシ）。

## ○ハマキムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ 地域全体で交信かく乱剤を使用する。
- ・ 受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○シンクイムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ 不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。
- ・ 冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。
- ・ 交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。
- ・ 袋掛けを実施する。
- ・ 受粉樹に残っている果実は発生源となることから、速やかに除去する。
- ・ 有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。
- ・ なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する（ナシヒメシンクイ）。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

## 《かき》

## ○炭疽病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。
- ・ 強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。
- ・ 窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。
- ・ せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。
- ・ カメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類

の防除に努める。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 台風等による強風雨の後には、薬剤散布を実施する。

○アザミウマ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
- ・ 主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する（チャノキイロアザミウマ）。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

○カイガラムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 新植及び改植時には、本指定害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。
- ・ 冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮が目立ってきた樹は粗皮削りを行う。

**【判断、防除に関する措置】**

- ・ 冬季に気門封鎖剤（マシン油、石灰硫黄合剤）を散布する。
- ・ ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。
- ・ 果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する（フジコナカイガラムシ）。

○ハマキムシ類

**【予防に関する措置】**

- ・ 地域全体で交信かく乱剤を使用する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

#### ○カキノヘタムシガ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 冬季に粗皮削りを行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 被害果を速やかに除去し、適切に処分する。
- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。

### 《ぶどう》

#### ○晩腐病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 窒素過多を避ける。
- ・ 雨よけ施設の導入を検討する。
- ・ 枝に残っている穂軸、巻きひげ、結果母枝の枯死部分等の除去を徹底し、越冬伝染源の低下を図る。
- ・ 早期の被袋を行う。
- ・ 袋掛けを行う際には、雨水の流入を防ぐため、口をしっかりと締める。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 園地の見回りにより、発病果粒を除去する。
- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 本病害の発生源となることから、二番成り果房を除去し、適切に処分する。
- ・ 発芽前の休眠期の薬剤散布を実施するとともに、展葉開始後から袋かけ前（小豆大の生育期）の薬剤散布を徹底する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○灰色かび病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。
- ・ 損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。
- ・ 摘粒時にはさみで果粒を傷つけないよう注意し、摘果した果粒を適切に処分する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 発病葉や発病果を速やかに除去し、園地外で適切に処分する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○べと病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 降雨が多い地域や常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。
- ・ 園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉適切に処分する。
- ・ 降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。
- ・ 軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。
- ・ 薬剤散布を実施する場合には、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよう散布する。
- ・ 本病害の抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○アザミウマ類

### 【予防に関する措置】

- ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。
- ・ 主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する（チャノキイロアザミウマ）。
- ・ 園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する（チャノキイロアザミウマ）。
- ・ 早期の袋掛けを行う（チャノキイロアザミウマ）。
- ・ 不要な副梢を速やかにせん定し、処分する（チャノキイロアザミウマ）。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## 《うめ》

## ○かいよう病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 強風による傷から感染することから、防風垣や防風網等を設置することにより、防風対策を実施する。
- ・ 園地の排水を良好に保つ。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

## ○黒星病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 風通しや排水が不良な園地では多発しやすいことから、整枝せん定や排水対策を実施する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 春先から気温が高く、雨の多い年には、特に発生状況に留意する。
- ・ 品種による発病差が大きく、特に小梅で発病が多いことに留意し、発生状況を確認する。
- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、感染初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が樹冠内部まで十分に付着するよう、丁寧



に散布する。

## 《キウイフルーツ》

○かいよう病菌

### 【予防に関する措置】

- ・ 品種によって感受性が異なることから、多発している場合は、感受性が低い（症状が軽い）品種に更新する。
- ・ 発生が疑われる園地に由来する苗や花粉等を利用しない。
- ・ 感染した枝や葉は伝染源となることから、品種による感受性の違いを考慮して、発症していない部位まで大きく切り戻し、園地外に持ち出し、適切に処分する。
- ・ はさみなどの器具類による伝染を防止するため、次亜塩素酸ナトリウム水溶液または消毒用エタノールを用いて器具、手袋、靴底等の消毒を行う。
- ・ せん定後は、必ず切り口に癒合促進剤を塗布する。
- ・ 強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 園地の見回り等に基づき、発病が認められる前から、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ 園地の見回りによって、樹液の漏出等の早期発見に努める。

## 《ばら科植物》

○クビアカツヤカミキリ

### 【予防に関する措置】

- ・ 周辺地域のさくら等を含めたばら科植物の被害の有無について、情報収集に努める。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 被害樹の伐採・抜根を9月～翌年4月に行う。伐採後の被害樹・せん定枝は放置せずに、適切に処分する。また、抜根できない場合には、伐採後にシート等で根を覆う。
- ・ 伐採・抜根が困難な被害樹では、成虫の分散を予防するため、春季から夏季までにかけてネット巻きを行う。定期的に見回り、ネットの中に成虫を確認した場合には、速やかに殺虫する。
- ・ 既発生地域の園地では、幼虫活動時期である5～10月にこまめに園地内を見回り、フラスの有無を確認する。
- ・ 幼虫に対して、幼虫活動時期に、薬剤を使用した防除、または刺殺若しく

は捕殺を行う。

- ・ 成虫に対して、薬剤を使用した防除、または捕殺を行う。
- ・ 特定外来生物に指定されていることから、防除に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の遵守に留意する。

## 《対象植物を定めないもの》

### ○果樹カメムシ類

#### 【予防に関する措置】

- ・ 発生が多い地域では、防虫ネットまたは多目的防災網の設置や袋掛けを行う。
- ・ 施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより侵入防止を図る。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。
- ・ すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。
- ・ 果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。
- ・ 防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。

## 茶

### ○一般事項

#### 【予防に関する措置】

- ・ 病害虫の常発地域では、新植または改植時に、該当する病害虫に抵抗性が高い品種を導入する。
- ・ ツマグロアオカスミカメ等の害虫への対策として、飛来及び増殖源となる園地内及びその周辺の雑草を除去する。
- ・ 炭疽病、もち病等の対策として、園地内に日陰が生じないように、日あたりを良くし、風通しを良くする（ほ場が多湿となる期間を少なくする）。
- ・ 定植時及び幼木期には、各種資材、敷草等によるうね間等のマルチングや機械除草により、適切な雑草の管理に努める。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 園地内の病害虫及び土着天敵の発生状況及び生態を観察し、防除の要否及び薬剤の選択の参考とする。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

### 《茶》

#### ○炭疽病菌

##### 【予防に関する措置】

- ・ 新植または改植する場合には、品種の抵抗性を考慮する。
- ・ 窒素質肥料の施用過多を避ける。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 降雨によって、発生が助長され、本病への感染は新葉の毛じ脱落期の離層より感染する。感染には10時間以上の濡れが必要とされている。感染から14～20日で発病する。
- ・ 新芽生育期に降雨が続くと感染する、特に梅雨時期となる二番茶では注意が必要である。
- ・ 発生予察情報の確認や園地の見回りに基づき、適期に薬剤散布等を実施する。感染後5～10日頃までに治療剤を処理することで、効果に期待できる（ただし、発病後では効果がない）。

#### ○ハダニ類

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 一番茶前から二番茶前までに乾燥し、気温の高い場合は発生が助長される（この時期はハダニの増殖が天敵の増殖より盛んとなっているため）。また、夏から秋の高温乾燥も、天敵となるカブリダニの生息には適さないため、発生が助長されるので、気象条件を考慮する。
- ・ 摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。
- ・ 土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・ 天敵農薬を活用する場合は、遅効的であること等の特性に留意する。
- ・ 薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する（カンザワハダニ）。
- ・ 気門封鎖系薬剤を使用する場合は、薬害に留意する。また、マシン油乳剤

は、残臭にも注意が必要である。

#### ○アザミウマ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報を参考に、一番茶後～三番茶期を中心に園地の見回り等により発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。

#### ○チャノミドリヒメヨコバイ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。
- ・ 本県で広く慣行的に行われている二番茶摘採後に実施する浅番刈り等の作業は、産卵元となる新芽を除去することで、吸汁性害虫の発生を抑制する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。
- ・ 発生が顕著となる二番茶以降では、上位2または3葉間の節間に多く産卵することから、摘採により除去されていることを考慮する。

#### ○カイガラムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 新植または改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。
- ・ 中切りや深刈り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 寄生枝の直接観察、粘着シートまたは発生予察情報等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。
- ・ ふ化期に茶の枝が常に濡れた状態になるよう、スプリンクラーで断続的に2週間程度散水し、ふ化阻害を図る。
- ・ 卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長しロウ物質の介殻で覆われた後は薬剤による防除適期ではなく、薬剤の効果が劣ることに留意する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に散布する。

- ・ 土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・ 本県内では、年間3世代発生する。薬剤防除にあたっては第1世代が防除適期の幅が狭く防除効果が高い。しかし、かぶせ茶等では摘採期とも重なることがあるので防除計画を立てる場合には留意する。第2世代では、ふ化期間の幅が広がるので、効果は劣ることを念頭に置く。

#### ○チャトゲコナジラミ

##### 【予防に関する措置】

- ・ 苗の生産を行う場合には、採穂園の防除を徹底するとともに、越冬世代の発生が顕著な場合は、薬剤による挿し穂の浸漬処理を行う。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 越冬期にすす症状がみられる等、発生が顕著な場合、冬季に、気門封鎖剤を必要に応じて複数回散布する（冬季の散布は赤焼病の発生を助長することがあることに留意する。）。
- ・ ほ場観察に努め、すそ葉等にすす症状が認められる場合は、天敵影響のある薬剤の使用を控える。
- ・ すそ葉等にすす症状が認められ、成虫の発生が再発する場合は、葉裏の観察、発生予察情報等により、防除適期である若齢幼虫発生期を把握し、薬剤散布を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、寄生部位である葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧な散布し、すそ重点散布法も検討する。

#### ○ハマキムシ類

##### 【予防に関する措置】

- ・ 本県で広く慣行的に行われている二番茶摘採後に実施する浅番刈り等の作業は、産卵元となる葉を除去することで、ハマキムシ類害虫の発生を抑制する効果があることが知られている。
- ・ 地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。また、効果確認のためのフェロモントラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。

##### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 地域内または近隣地域に設置されたフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
- ・ 土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・ 生物農薬を活用する。

## ○チャノホソガ

### 【予防に関する措置】

- ・ 地域における発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 地域内または近隣地域に設置されたフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
- ・ 一番茶において、新芽に産卵が認められた場合、摘採までの所要日数を考慮し防除の可否を判断する。
- ・ 新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質も考慮した防除を実施する。産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は卵期→潜葉期→葉縁巻葉期→三角巻葉期を経て、蛹・成虫となる。潜葉期程度となっている場合、摘採が近い場合には、速やかに摘採することで被害とならない場合もある。
- ・ 生物農薬を活用する（薬効が期待できる時期が限定されるので、幼虫ステージに留意すること）。
- ・ 摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶品質が低下するため早めに摘採する。

## 花き

### ○一般事項

#### 【予防に関する措置】

- ・ 病害虫に強い品種または抵抗性が高い品種を選択する。
- ・ 健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、病害虫の発生の有無を確認することが望ましい。
- ・ 育苗においては、病害虫に汚染されていない培土及び資材を用いる。
- ・ 育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。
- ・ 作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝または、ほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。
- ・ ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・ 性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯、ほ場全

- 体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への害虫の侵入を防止する。
- ・ 必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。
  - ・ 土壌伝染性の病害や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び害虫（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む。）を行う。
  - ・ ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において病害が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。
  - ・ 越年株等は病虫害の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 生育初期において病害の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。
- ・ 発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な病害の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。
- ・ 防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ 土着天敵の発生が認められる場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・ 生物農薬を活用する。

## 《きく》

### ○白さび病菌

#### 【予防に関する措置】

- ・ 健全な親株を用いる。
- ・ 抵抗性品種を使用する。
- ・ 株元へのかん水を実施する。
- ・ 施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。

#### 【判断、防除に関する措置】

- ・ 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。
- ・ 薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○ハダニ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。
- ・ 苗を介したほ場への持込みを防止する。
- ・ 施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。
- ・ 施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するように、丁寧に散布する。
- ・ 施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。
- ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○アザミウマ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。
- ・ ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。
- ・ 施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。
- ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、本病害虫の施設内への侵入を防止する。
- ・ マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。

### 【判断、防除に関する措置】

- ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

## ○アブラムシ類

### 【予防に関する措置】

- ・ ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。
- ・ ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫



ネットにより被覆する。

- 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。
- 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープまたは風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。

**【判断、防除に関する措置】**

- ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
- 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤は使用しない。

### 第3 法第24条第1項に規定する異常発生時の内容および実施体制に関する事項

#### (1) 異常発生時の防除内容

##### 1. 指定病害虫のうち害虫

法第22条の3第2項第3号に基づき、法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を以下のとおり定める。

まん延の様式		指定虫害の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	<p>早期に収穫する。</p> <p>被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。</p> <p>化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</p> <p>次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。</p>
自然分散	飛翔性	(短距離飛翔性) 野菜等の アザミウマ類	<p>早期に収穫する。</p> <p>被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。</p> <p>化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</p> <p>次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。</p>
		(長距離飛翔性) ハスモンヨトウ	<p>早期に収穫する。</p> <p>被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。</p> <p>化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</p>
	歩行性	いねのスクミリンゴガイ	<p>地域ぐるみでほ場及び水路内の成員の捕殺を徹底する。</p> <p>化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</p> <p>次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。</p>
人為分散	土壌	ばれいしょの ジャガイモシストセンチュウ	<p>発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。</p> <p>発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。</p> <p>農機具、長靴等の洗浄を徹底する。</p> <p>地域ぐるみで土壌消毒を実施する。</p> <p>次期作に寄主植物の作付けを行わない。</p>

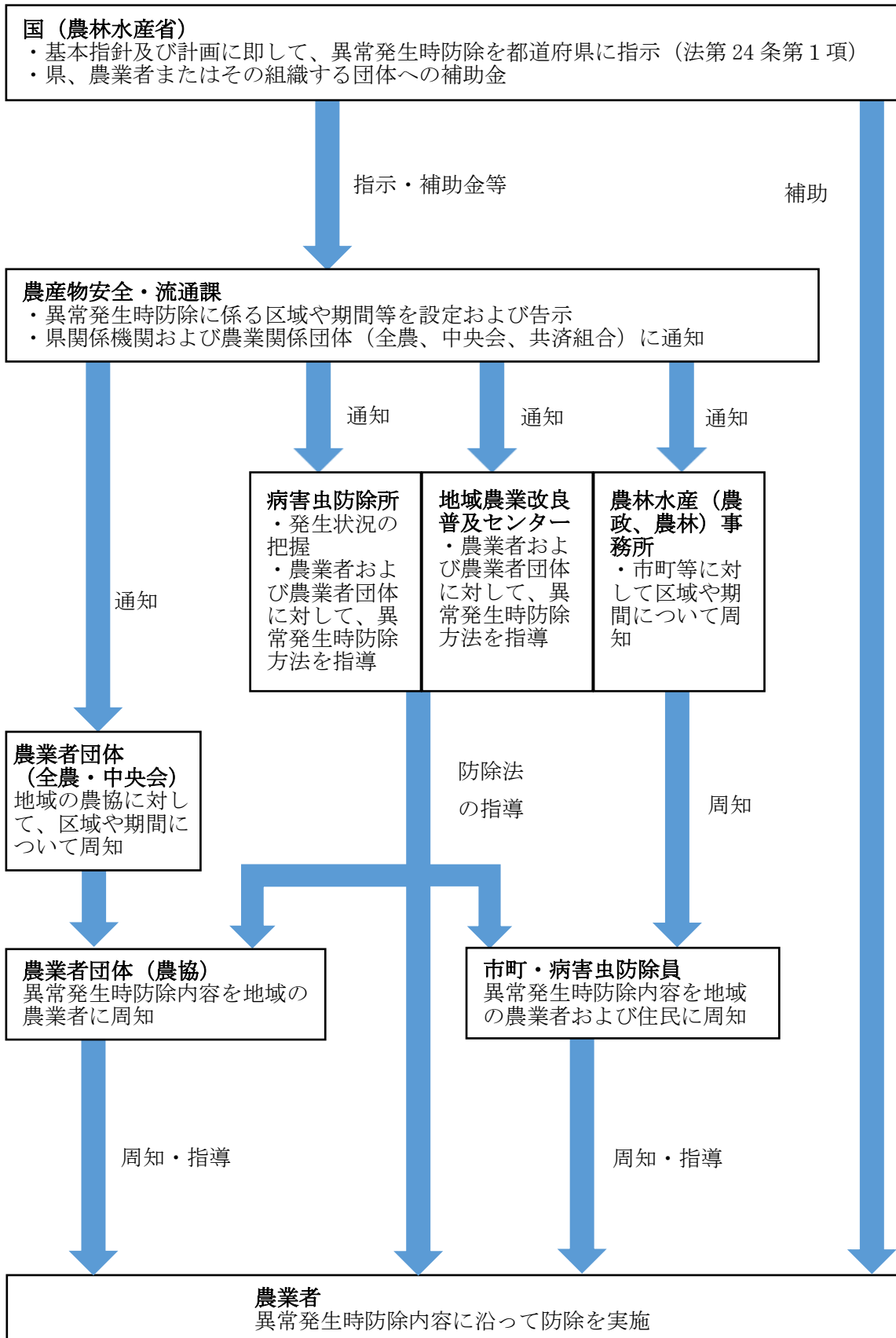
まん延の様式		指定虫害の例	異常発生時防除の内容
人為分散	種苗	かきのカイガラムシ類	地域または、ほ場を超えた種苗の譲度または移動の制限を徹底する。 早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

## 2. 指定病害虫のうち病害

まん延の様式		指定病害の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	早期に収穫する。 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水媒伝染	キウイフルーツのかいよう病菌	地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
	虫媒伝染	いねの縞葉枯病ウイルス	発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定病害虫を媒介する害虫の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 指定病害虫を媒介する害虫に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土壌伝染	たまねぎのべと病菌 いねのこうじ病菌	早期収穫する。 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 次期作に宿主植物の作付けを行わない。

まん延の様式		指定病害の例	異常発生時防除の内容
人為分散	種苗伝染	さつまいもの基腐病菌	<p>発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。</p> <p>化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。</p> <p>次期作に宿主植物の作付けを行わない。</p> <p>健全な種苗の確保及び使用を徹底する。</p>

(2) 異常発生時防除の実施体制



## 第4 指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町および農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

### (1) 推進体制

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県関係機関（農産物安全・流通課、病害虫防除所、農林水産（農政、農林）事務所農政（農政・農村基盤）室、農業研究所、中央農業改良普及センター）、市町及び関係団体（三重県植物防疫協会、三重県農業共済組合、三重県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会三重県本部、三重県農薬商業協同組合）は、(2)の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

### (2) 県関係機関・市町、関係団体の役割

#### ○県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病害虫の防除を図るため、相互に情報を共有し病害虫の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じて関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

また、課題となる病害虫の防除技術の開発や総合防除の普及の考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、公式ホームページの活用を積極的に行う。

#### ○市町

市町は、総合防除計画に沿って農業者等へ総合防除の内容等を周知し、市町区域内における病害虫防除の効果的な防除を推進する。

#### ○関係団体

関係団体は、県や市町と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

## 第5 その他必要な事項

### (1) 病害虫発生予察情報について

法第23条及び第31条に基づき、病害虫の防除を適時かつ経済的なものにするため、気象、農作物の生育状況、病害虫の発生調査の結果等を分析し、病害虫による農作物への損害の発生を予察し、それらに基づく情報や防除対策に係る情報（発生予察情報）の提供を行っている。

本県では病害虫防除所がその役割を担っており、予察の結果は次のような、**発生予察情報（予報、警報、注意報、特殊報）**及び**防除技術情報**として発表している。

#### ○発生予報

定期的に発表する向こう1か月間の病害虫発生動向の予測である。本県では4～8、10、3月の各月の下旬に発表を行う。

#### ○発生予察警報

重要な病害虫の大発生による甚大な被害が予想され、早急な防除対策が必要と判断された場合に発表する極めて重大な情報である。

#### ○発生予察注意報

警報を発表するほどではないが、重要な病害虫の多発生が予想され、早めの防除が必要な場合に発表を行う。

#### ○発生予察特殊報

本県初の病害虫が確認された場合や、従来確認されている病害虫の加害状況や発生消長が特異的に変化した場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど生産現場への影響が懸念される場合に発表を行う。初発見であることに意義のある情報であるため、原則として県下の分布状況は不明であり、防除技術が確立していない場合もある。

#### ○防除技術情報

その他の重要な防除上の情報として適宜発表を行う。注意報ほど重大でない多発生の場合や1か月を超える長期予報、あるいは農薬使用上の注意が生じた場合など、様々な情報を含む。

#### 《参考》

- ・三重県病害虫防除所ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/byogai/hp/index.htm>



- ・病害虫発生予察情報〔農林水産省〕

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/yosatu/index.html>



## (2) 農薬の安全・適正使用について

### 【農薬使用者の責務】

「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）」において農薬を使用する者は、農薬の使用に際し、次の責務が定められている。

1. 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
2. 人畜に被害が生じないようにすること。
3. 農作物等または当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
4. 農地等において栽培される農作物等または当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
5. 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
6. 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

### 【販売禁止農薬・無登録農薬の使用禁止】

特定農薬（特定防除資材）を除く一般の農薬は、その安全の確保を図るため、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、その製造や販売が厳しく規制されている。その中心となっているのが「登録制度」である。農薬の製造者や輸入者は、農薬の登録を受けるに当たって、その農薬の品質や安全性を確認するための資料として、人への毒性や作物への残留性、病害虫などへの効果、作物への害などに関する様々な試験成績等を整えて、農林水産大臣に申請が必要である。

しかし、農林水産大臣の登録を受けていないにもかかわらず、「農作物の病害虫を防除できる」などといった、効能をつけ販売されているものがある（無登録農薬）である。

また、安全性の問題から販売が禁止された、27 種類の農薬のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示のない農薬は販売が認められていない。

（特定農薬（特定防除資材）は除く。）

こうした無登録農薬や販売禁止農薬等、販売が認められていない農薬の使用は、農薬取締法により禁止されている。



## 《参考》

- ・ 特定防除資材（特定農薬）について〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tokutei/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/index.html)



- ・ 農薬の登録〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_touroku/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_touroku/index.html)



- ・ 農薬の販売・使用の禁止〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_kinsi/](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/)



- ・ 農薬疑義資材コーナー〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_sizai/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html)



### 【容器包装の表示事項の遵守】

農薬の使用は、その容器・包装に表示されている内容を守ることが基本であり、食用農作物または飼料作物に対して使用する場合は、農薬の残留が食品衛生法等の基準値以下となるよう安全を確保するため、次の4点が遵守事項とされており、これらの違反は、農薬取締法により禁止されている。

- ・ その農薬に適用がない作物には使用しないこと
- ・ 定められた使用量または希釈倍率を超えて使用しないこと
- ・ 定められた使用時期を守ること
- ・ 定められた総使用回数以内で使用する

### 【農薬の選定について】

#### 1. 農薬の現地混用について

農薬の現地混用は、散布労力の軽減等のメリットを有しているものの、混合剤として登録されている農薬と異なるため、農薬使用時の安全確保等の徹底が必要であるので、混用に際しては、次の点に留意する。

- ・ 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、これを厳守すること。
- ・ 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られた各種の知見を十分把握したうえで、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。
- ・ これまでに知見がない農薬の組合せによる現地混用を行うことは避けること。

## 2. 農薬登録のない除草剤について

除草剤の中には、駐車場や道路等で農作物等の栽培・管理の目的以外に使用するものとして、農薬の登録を受けていない除草剤の流通がある。このような農薬の登録のない除草剤を果樹園や畦畔の除草など農作物の栽培管理のため使用することは、無登録農薬の使用にあたり、農薬取締法により禁止されている。農薬の登録がある除草剤には、農林水産省の登録番号が記載されているため、判別が可能である。

### 【農薬使用時の飛散防止・流出防止について】

農薬の使用に当たっては、マスクや防護めがね、長袖・長ズボンの着用など自らの危害防止に加え、周辺への危害防止についても配慮が必要である。

特に農薬使用時の周囲への飛散は、周辺で生活している人々や自動車の塗装などに被害を与え、周辺の農産物に農薬の残留を生じさせる事例がある。

こうしたことが起きないように、農薬を使用する際には、無風または風が弱いときに行うなど飛散防止の注意を払うとともに、農薬使用について、周辺の住民や農業者へ事前周知を十分に行うことが必要である。

### 《参考》

・住宅地等における農薬使用について〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/jutakuti/index.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html)



### 【農薬の使用についての帳簿の記載】

農薬を使用した後は、その内容を記録し、3年間は保存するよう努める。

こうした記録は、農薬の使用状況を後から確認できるほか、次作の防除計画を立てる際に参考になる。また、農薬を適正に使用していることを説明する貴重な資料となる。

(少なくとも記帳すべき項目)

使用年月日

使用場所

使用した農作物

使用農薬の種類または名称

使用量または希釈倍数

### 【農薬の保管管理の徹底について】

農薬は計画的に購入し、必要以上の農薬を長期間保管しないようにすることが大切である。保管を行う場合は、盗難や紛失、誤用の防止のため、鍵の

かかる保管庫や倉庫に施錠して保管する。

なお、毒物あるいは劇物の農薬については、さらに厳重に保管管理する。

また、農薬の盗難や紛失、不特定または多数の人々に危害のおそれがあるときは、ただちに警察署、保健所、農林水産（農政、農林）事務所等に連絡し、指示に従う。

#### 《保管管理のポイント》

- ・ 施錠の可能な保管庫（または倉庫）を設置し、施錠する。
- ・ 計画的に購入し、長期間保存しない。
- ・ 定期的に保管状況を点検するとともに、浸水、転倒、飛散、漏洩、流出及び地下浸透等を防止する。
- ・ 毒物や劇物の農薬の保管がある場合は、農薬保管庫（または倉庫）に医薬用外毒物、医薬用外劇物の表示を行う。
- ・ 農薬ごとに購入量及び使用量を記帳し、常に在庫数量を管理する。
- ・ 消防法に定める危険物に該当する農薬（塩素酸塩を成分とする除草剤）の保管は消防法を遵守する。
- ・ 開封した農薬の容器は確実に密閉する。
- ・ 別容器への移し替えは行わない。

#### 【農薬の適正処分】

農薬には、有効期限が記載されており、有効期限の切れた農薬は品質が劣化し、農薬としての効果が低下している可能性があるため、使用しないよう努める。

使用しなくなった農薬や農薬の空容器は、ビニルハウスの被覆資材などの他の廃棄物と同じく野焼きや埋設は、禁止されており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく適正な処理が必要である。こうした廃棄物の処理については、市町により対応が異なるため、廃棄物を担当する部署に問い合わせる。

一般的に、農業や防除業など業としての使用から生じる廃棄物は、産業廃棄物とされており、ガーデニングや市民農園などから生じる廃棄物は一般廃棄物と位置付けられている。

なお、農薬の散布時には必要量を十分把握して散布液を調製し、散布液が余らないようにするとともに、農薬容器の洗浄液は散布液調製に使用し、散布に使用した器具を洗浄した水は散布むらの調整等に使用するなど、農薬を河川などの水系に流入させない配慮が必要である。

### 【農薬の使用で体調がおかしいと感じたら】

農薬散布作業中や散布後に体調の異変を感じたら、直ちに医師の手当を受けることが大切である。なお、その際、原因となったと思われる農薬のラベルを示し、受診する。

また、応急処置などの緊急時の対応については次の相談窓口にお問い合わせる。

中毒110番	電話番号
大 阪 (365 日、24 時間 対応)	072-727-2499
つくば (365 日、24 時間 対応)	029-852-9999

### 【関連リンク先】

- ・ 農薬コーナー〔農林水産省〕

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>



- ・ 農薬登録情報提供システム〔農林水産省〕

<https://pesticide.maff.go.jp/>



- ・ 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報〔農林水産省〕

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_kouku\\_zigyozimu/muzinkoukuuki.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyozimu/muzinkoukuuki.html)



---

## 三重県総合防除計画

令和6年3月14日策定

令和6年3月14日公表

三重県農林水産部農産物安全・流通課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-3154

---